

株式会社 筑波銀行

証券コード：8338

第101期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

茨城県つくば市竹園一丁目7番
当行つくば本部ビル 10階
大会議室

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産の
配布はございません。



Tsukuba Bank

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

議決権の事前行使にご協力ください

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から筑波銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

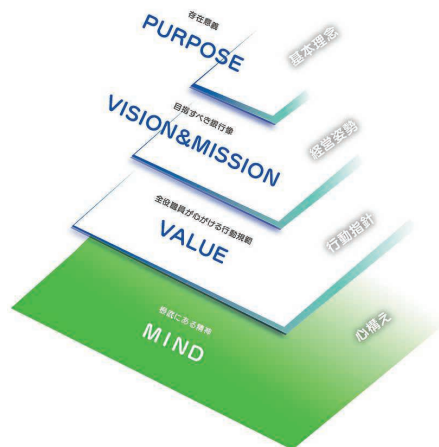
当行は、2025年2月に「～地域のために 未来のために～」をパーパス（存在意義）として掲げ、将来（2034年3月期）目指す姿である「筑波銀行 未来戦略デザイン」を策定しました。その実現を目指す第1フェーズとして、2025年4月に「第6次中期経営計画」をスタートさせました。

当行は、引き続き企業価値の向上を目指して役職員一同全力を尽くしてまいりますので、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年5月

取締役頭取 生田 雅彦

【筑波銀行グループ経営理念体系図】



PURPOSE 存在意義

地域のために 未来のために

VISION&MISSION 目指すべき銀行像

First Call Bank

地域のファースト・コール・バンク



Well Being

ウェルビーイング

VALUE 全役職員が心がける行動規範

「小回り」と「質」による“とことん支援”

MIND 根底にある精神

『筑波PRIDE』



株 主 各 位

茨城県土浦市中央二丁目11番7号

株式会社 筑波銀行

取締役頭取 生田雅彦

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

 当行ウェブサイト ▶ <https://www.tsukubabank.co.jp/>

上記の当行ウェブサイトへアクセスのうえ、「株主・投資家の皆さま」▶「株主総会」の順に選択して、ご確認くださいようお願い申し上げます。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

 東京証券取引所ウェブサイト

▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトへアクセスして、当行名または上記証券コードを入力・検索し、「基本情報」▶「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）営業時間終了（午後5時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時
2 場 所	茨城県つくば市竹園一丁目7番 当行つくば本部ビル 10階 大会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件 2. 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令ならびに当行定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - 事業報告の8.業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況の概要
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使について

インターネットによる 議決権行使



行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時まで

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください

郵送による議決権行使



行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会ご出席による 議決権行使



開催日時

2025年6月24日(火曜日)
午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

❗ 重複行使の取扱い

- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社「C」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限

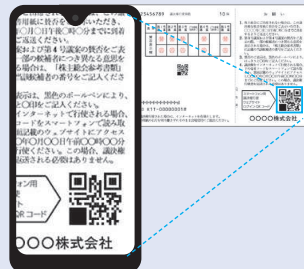
2025年6月23日（月曜日）午後5時まで

1 「スマート行使」 による方法

- 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください

同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。



2 ID・パスワード入力による方法

- 議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「インターネットによる議決権行使について」を左クリックしてお読みのうえ **次へすすむ** のボタンを押す

- 「議決権行使コード」および「パスワード」にてログイン

- 以降、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

※インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する
専用お問い合わせ先

 **0120-768-524**（年末年始を除く 9:00～21:00）

左記以外の株式事務に関する
お問い合わせ先

 **0120-288-324**（平日 9:00～17:00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、社外役員で構成する指名諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	性 別	現在の当行に おける地位	取締役会の 出席状況
1	再 任	いく た まさひこ 生田 雅彦	男性	取締役頭取	16回/16回 (100%)
2	再 任	しの はら さとる 篠原 智	男性	取締役専務	16回/16回 (100%)
3	再 任	おか の つよ し 岡野 強志	男性	常務取締役	16回/16回 (100%)
4	再 任	こ はた ひろし 木幡 浩	男性	取締役	12回/12回 (100%)
5	新 任	おか の のぶひろ 岡野 信裕	男性	執行役員 総合企画部長	一回/一回 (一%)
6	再 任	さい とう ひとし 齋藤 仁	男性	社外取締役候補者 独立役員	12回/12回 (100%)

(注) 木幡浩氏、齋藤仁氏は、取締役就任以降に開催の取締役会における出席状況となります。



候補者番号

1

いく た
生田まさ ひこ
雅彦

(1960年10月12日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	関東銀行入行	2014年4月	同行上席執行役員総合企画部長
2006年4月	関東つくば銀行石岡支店長	2015年4月	同行上席執行役員営業本部長
2007年7月	同行総合企画部副部長	2015年6月	同行取締役営業本部長
2010年3月	当行総合企画部副部長兼共同化推進室長	2016年4月	同行常務取締役
2010年8月	同行神栖支店長兼営業本部上席主任調査役	2018年6月	同行取締役副頭取
2012年7月	同行執行役員総合企画部長	2019年6月	同行取締役頭取（現職）

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式 140,326株

取締役候補者とした理由

生田雅彦氏は、経営企画部門、営業部門等の統括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も事務部門、監査部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から当行の代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、2019年6月より現職の代表取締役頭取へ就任。就任以降も、力強いリーダーシップで全行を牽引し、構造改革、企業価値向上に取り組んでまいりました。引き続きその経験や知見を活かすことにより、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待できる人物と判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

2

しの はら
篠原さとる
智

(1961年4月22日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	関東銀行入行	2015年7月	同行常務執行役員営業推進部長兼地区本部長
2005年4月	関東つくば銀行谷田部支店長	2015年10月	同行常務執行役員営業推進部長
2007年10月	同行法人部副部長	2016年4月	同行常務執行役員営業本部長
2010年3月	当行営業統括部副部長兼資産運用推進室長	2016年6月	同行取締役営業本部長
2010年10月	同行筑西支店長	2017年6月	同行常務取締役営業本部長
2012年7月	同行執行役員筑西支店長兼下館支店長	2018年6月	同行専務取締役営業本部長
2012年11月	同行執行役員営業本部副本部長	2019年4月	同行専務取締役 人事総務部・事務統括部・事務集中部担当
2014年4月	同行上席執行役員営業本部副本部長	2020年6月	同行取締役専務 人事総務部担当
2015年4月	同行上席執行役員営業推進部長兼地区本部長	2022年6月	同行取締役専務 融資部担当
		2025年4月	同行取締役専務営業本部長委嘱（現職）

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式 101,657株

取締役候補者とした理由

篠原智氏は、営業部門等の統括を歴任後、2016年6月に取締役へ就任。その後も人事総務部門、事務部門、融資部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月に専務取締役、2020年6月より現職の代表取締役専務を務め、その職務・職責を果たしており、こうした見識を活かすことにより、当行取締役会の意思決定・監督機能向上に向けて高い経営能力に基づく経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。



■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式 32,107株

候補者番号

3

おか の
岡野

つよ し
強志

(1966年2月21日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	茨城相互銀行入行	2020年7月	同行上席執行役員総合企画部長
2010年3月	当行人事部部長代理	2022年6月	同行取締役総合企画部長
2011年4月	同行人事部副部長	2022年7月	同行取締役 総合企画部担当
2011年10月	同行大みか支店長兼大みか駅前支店長	2023年6月	同行常務取締役 総合企画部・人事総務部担当
2013年7月	同行総合企画部上席主任調査役	2024年6月	同行常務取締役 総合企画部担当、事務本部副担当
2014年4月	同行総合企画部広報室長	2025年4月	同行常務取締役 総合企画部担当、事務統括部副担当（現職）
2016年4月	同行総合企画部副部長		
2017年4月	同行総合企画部長		
2018年7月	同行執行役員総合企画部長		

取締役候補者とした理由

岡野強志氏は、経営企画部門の統括を歴任後、2022年6月に取締役へ就任。その後も経営企画部門、人事総務部門を統括し、事務部門の副担当を務めるなど豊富な業務経験と幅広い能力を有しております。こうした見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。



■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式 29,580株

候補者番号

4

こ はた
木幡

ひろし
浩

(1968年10月16日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年3月	東陽相互銀行入行	2020年11月	同行執行役員つくば営業部エリア長兼つくば営業部長兼松代支店長兼学園並木支店長兼つくば北支店長
2010年1月	関東つくば銀行秘書室秘書役	2022年7月	同行執行役員総合企画部長
2010年3月	当行秘書室秘書役	2023年7月	同行上席執行役員総合企画部長
2011年10月	同行水海道支店長	2023年10月	同行上席執行役員総合企画部長兼未来創造室長
2014年7月	同行下妻営業部長	2024年6月	同行取締役 人事総務部担当、市場金融部副担当（現職）
2017年4月	同行筑西支店長		
2019年4月	同行執行役員つくば営業部エリア長兼つくば営業部長兼松代支店長		
2019年8月	同行執行役員つくば営業部エリア長兼つくば営業部長兼松代支店長兼学園並木支店長		

取締役候補者とした理由

木幡浩氏は、経営企画部門の統括を歴任後、2024年6月に取締役へ就任。その後も人事総務部門を統括し、市場金融部門の副担当を務めるなど豊富な業務経験と幅広い能力を有しております。こうした見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

5

おか の
岡野のぶ ひろ
信裕

(1971年8月29日生)

新任

■ 候補者の有する当行の
株式数

普通株式 6,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月	茨城銀行入行	2016年4月	同行営業企画部営業戦略室長
2010年1月	同行ひたち野うしく支店長	2019年10月	同行営業企画部副部長兼営業戦略室長
2010年3月	当行ひたち野うしく支店長	2020年4月	同行総合企画部副部長
2013年2月	同行銚子支店長	2024年7月	同行執行役員総合企画部長兼未来創造室長
2013年9月	同行波崎支店長兼銚子支店長	2025年4月	同行執行役員総合企画部長（現職）
2015年7月	同行波崎支店長兼銚子支店長兼旭支店長		

取締役候補者とした理由

岡野信裕氏は、これまで、ひたち野うしく支店長、波崎支店長、営業企画部副部長、執行役員総合企画部長等を歴任し、豊富な業務経験と幅広い能力を有しております。特に営業店と経営企画部門との知識・経験を活かし取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができ、当行の取締役会に欠かせない必要な人材と判断し、新たに取締役候補者となりました。



候補者番号

6

さい とう
齋藤ひとし
仁

(1961年5月27日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 候補者の有する当行の
株式数

普通株式 7,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	興亜火災海上保険(株)入社	2017年4月	同社執行役員西東京支店長
2009年4月	日本興亜損害保険(株)浜松支店長	2019年3月	名古屋ヒルトン(株)代表取締役副社長
2012年4月	同社茨城支店長	2023年6月	Mysurance(株)社外監査役（現職）
2014年4月	同社横浜ベイサイド支店長	2023年6月	当行社外取締役監査等委員
2014年9月	損害保険ジャパン日本興亜(株)（現損害保険ジャパン(株)）横浜ベイサイド支店長	2023年6月	公益財団法人S O M P O 福祉財団専務理事（常勤）（現職）
2016年4月	同社理事横浜ベイサイド支店長	2024年6月	当行社外取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

齋藤仁氏は、長年にわたり保険会社に勤務し、理事、執行役員やホテル運営会社の代表取締役副社長を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や見識を活かし、2023年6月から監査等委員である社外取締役、2024年6月から社外取締役としてその職務・職責を果たしております。企業経営者の見地から銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待できる人物と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤仁氏は、社外取締役候補者であります。
3. 齋藤仁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり再任された場合、独立役員となる予定であります。
4. 齋藤仁氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年、うち社外監査等委員としての在任期間は1年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。
本総会において、社外取締役の選任が承認された場合、社外取締役との間において当該契約を継続する予定であります。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）との役員等賠償責任保険契約について
当行は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる争訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現在の監査等委員である取締役5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、社外役員で構成する指名諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	性 別		現在の当行に おける地位	取締役会の 出席状況	監査等委員会の 出席状況	
1	再 任	お ざき 尾崎	さとし 聡	男性		取締役 常勤監査等委員	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	再 任	よこ い 横井	え のり枝	女性	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役 監査等委員	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)
3	再 任	すず き 鈴木	だいすけ 大輔	男性	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役 監査等委員	15回/16回 (93%)	12回/13回 (92%)
4	再 任	せ お 瀬尾	じゅんいちろう 純一郎	男性	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役 監査等委員	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)
5	再 任	まつ だ 松田	れい こ 玲子	女性	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役 監査等委員	11回/12回 (91%)	10回/10回 (100%)

(注) 松田玲子氏は、社外取締役監査等委員就任以降に開催の取締役会及び監査等委員会における出席状況となります。



候補者番号

1

お ざき さとし
尾崎 聡

(1962年3月24日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	関東銀行入行	2013年4月	当行執行役員融資本部副本部長
2007年7月	関東つくば銀行融資部副部長	2013年7月	当行執行役員融資本部長
2010年3月	当行融資部副部長	2014年4月	当行上席執行役員融資本部長
2010年8月	当行牛久支店長	2015年6月	当行取締役融資本部長
2011年10月	当行融資管理部長	2016年4月	当行取締役
2012年7月	当行融資部長	2017年6月	当行常勤監査役
		2021年6月	当行常勤監査等委員（現職）

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式 67,100株

取締役候補者とした理由

尾崎聡氏は、融資部門等の総括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も融資部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2017年6月に常勤監査役、2021年6月より監査等委員である取締役としてその職務・職責を果たしております。これらの豊富な経験や知見を当行の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行することができる人物と判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。



候補者番号

2

よ こ い え
横井 のり枝

(1972年6月27日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年3月	アンダーセンコンサルティング入社	2019年4月	日本大学経済学部 准教授
2000年7月	(株)トークス入社	2019年4月	流通経済大学流通情報学部 講師 (非常勤)
2003年7月	財団法人流通経済研究所入所	2021年6月	当行社外取締役監査等委員（現職）
2011年4月	流通経済大学流通情報学部 専任講師	2022年4月	日本大学経済学部 教授（現職）
2014年4月	流通経済大学流通情報学部 准教授		
2016年6月	当行社外取締役		

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式 13,500株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

横井のり枝氏は、経営コンサルタント企業や経済研究所を通じて経済産業界の研究に長年にわたって携わりその後、大学教育界へ転身。私立大学教授として地域社会および国際社会の発展に貢献できる人材育成や地域経済の活性化に関する積極的な社会活動への参画も行っております。こうした経験や知見を活かし、2016年6月に社外取締役、2021年6月より監査等委員である社外取締役としてその職務・職責を果たしております。地域活性化等専門的見地による銀行の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できる人物と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。



候補者番号

3

すず き

鈴木

だい すけ

大輔

(1972年5月30日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年4月 司法修習生

2001年10月 検事任官

2012年11月 湊総合法律事務所入所

2017年8月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所

2019年6月 当行社外監査役

2021年6月 当行社外取締役監査等委員（現職）

2022年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー（現職）

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式 9,700株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木大輔氏は、長年にわたり検事、弁護士として、法律的分野において豊富な経験と幅広い専門的知見を有しております。こうした経験や知見を活かし、2019年6月に社外監査役、2021年6月より監査等委員である社外取締役としてその職務・職責を果たしております。現在はパートナー弁護士として専門的見地による銀行の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できる人物と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。



候補者番号

4

せ お じゅん いち ろう

瀬尾

純一郎

(1948年12月27日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年4月 日本銀行入行

1995年5月 同行青森支店長

1998年10月 同行福岡支店長

2004年5月 (株)サンワドー（現DCM(株)）非常勤監査役

2005年4月 有限責任中間法人CRD協会（現一般社団法人CRD協会）副代表理事

2009年6月 (株)千葉銀行常勤監査役

2014年4月 (株)ジェイモーゲージバンク（現(株)カシワバラ・アシスト）取締役社長

2017年6月 (株)シンクダイン（現(株)カシワバラ・ハンズ）代表取締役社長

2019年10月 (株)カシワバラ・ハンズ取締役会長

2021年6月 当行社外取締役監査等委員（現職）

■ 候補者の有する当行の株式数

普通株式 5,700株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

瀬尾純一郎氏は、長年にわたり日本銀行に勤務し、豊富な経験と財務・会計に関する適切な知見を有しております。また、金融機関の常勤監査役やコンサルタント業務関係の代表取締役社長を務めるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かし、2021年6月より監査等委員である社外取締役としてその職務・職責を果たしております。地域経済動向と銀行の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できる人物と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。



候補者番号

5

まつ だ
松田れい こ
玲子

(1961年2月19日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式 900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年10月	港監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2019年7月	日本公認会計士協会 自主規制本部品質管理委員会主席レビューアー
1990年3月	公認会計士登録	2022年7月	日本公認会計士協会 自主規制本部テクニカル・ディレクター
2003年6月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所	2024年6月	住友理工(株) 社外監査役（現職）
2005年1月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2024年6月	当行社外取締役監査等委員（現職）
2006年6月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員（パートナー）		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松田玲子氏は、長年にわたり公認会計士として大手監査法人や日本公認会計士協会に勤務し、監査法人ではパートナーとして重要な責任を担い、日本公認会計士協会では品質管理委員会の主席レビューアーを歴任するなど、財務会計の専門家として幅広い分野で豊富な経験と高い見識を有しております。こうした経験や見識を活かし、2024年6月より監査等委員である社外取締役としてその職務・職責を果たしております。財務会計の専門家の見地から経営全般に対する確かな監査・監督をすることが期待できる人物と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 横井のり枝氏、鈴木大輔氏、瀬尾純一郎氏、松田玲子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 横井のり枝氏、鈴木大輔氏、瀬尾純一郎氏、松田玲子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり再任された場合、独立役員となる予定であります。
4. 横井のり枝氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年、うち社外監査等委員としての在任期間は4年となります。鈴木大輔氏、瀬尾純一郎氏、松田玲子氏は、現在、社外監査等委員であります。社外監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって鈴木大輔氏、瀬尾純一郎氏は4年、松田玲子氏は1年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。
本総会において、横井のり枝氏、鈴木大輔氏、瀬尾純一郎氏、松田玲子氏の選任が承認された場合、社外取締役との間において当該契約を継続する予定であります。
6. 監査等委員である取締役との役員等賠償責任保険契約について
当行は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる争訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

「社外役員の独立性に関する基準」

当行における社外役員は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない場合、独立社外役員に該当するものといたします。

1. 当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人である者（全従業員）。また、過去10年間に於いてこれらに該当する者。
2. 当行を主要な取引先（注1）とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去5年間に於いてこれらに該当する者。
3. 当行の主要な取引先（注1）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去5年間に於いてこれらに該当する者。
4. 現在または最近（注2）に於いて、当行の主要株主（注3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
5. 当行からの役員報酬以外に、当行もしくは当行の子会社または当行の関連会社から、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等。または、今後得る予定がある者。
6. 現在または最近（注2）に於いて、当行の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員である者。
7. 一定額を超える寄付金（注4）を当行から受領している、または今後受領する予定がある団体の業務執行者。
8. 次に掲げる者（重要でない者（注5）は除く）の近親者（注6）。
 - ・上記2～7に該当する者。
 - ・当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人（全従業員）。また、過去5年間に於いてこれらに該当する者。

（注1）「主要な取引先」の定義

直近事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当行の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上の取引先をいう。

（注2）「最近」の定義

就任の前1年以内を基準として判定する。

（注3）「主要株主」の定義

当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。

（注4）「一定額を超える寄付金」の定義

過去3年平均にて年間1,000万円または、当該団体の総収入または経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

（注5）「重要でない者」の定義

会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

（注6）「近親者」の定義

二親等内の親族をいう。

当行の取締役会は、取締役会の役割と責務を実効的に果たすとともに、業務執行に対する実効性のある監督を実施するため、取締役会を構成するメンバーを当行の業務や課題に精通した者と各専門分野における高い見識と豊富な経験を有する者を確保することが必要であると考えております。

また、取締役会は、経営理念を実践し中期経営計画を実現するために、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。

社内取締役（候補者を含む）が専門性と経験を有する分野および社外取締役（候補者を含む）に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

【取締役のスキル・マトリックス】

氏名			ジェンダー (性別)	社内取締役が専門性と経験を有する分野								社外取締役に特に期待する分野			
				経営戦略	リスク管理	市場運用	人事管理	営業・本業支援	企業審査	サステナビリティ	IT・デジタル	企業経営	金融	法務・リスク管理	財務会計
監査等委員でない取締役	生田 雅彦		男性	●	●			●		●	●				
	篠原 智		男性				●	●	●	●	●				
	岡野 強志		男性	●			●			●	●				
	木幡 浩		男性	●		●	●			●					
	岡野 信裕		男性	●						●					
	齋藤 仁	社外	男性									●	●		
監査等委員である取締役	尾崎 聡		男性		●	●			●	●					
	横井のり枝	社外	女性										●		●
	鈴木 大輔	社外	男性										●	●	●
	瀬尾純一郎	社外	男性									●	●	●	●
	松田 玲子	社外	女性									●		●	●

※スキル・マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

・社内取締役は、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することができる分野を選定しております。

・社外取締役は、有資格者および他社での経験、知識、能力等から特に期待する分野を選定しております。

以 上

第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

主要な事業内容

当行は、茨城県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供するとともに、地域の持続的成長に向けた取組みを積極的に展開しております。

金融経済環境

国内経済	2024年度の国内経済は、世界的な半導体の需要増を背景に製造業の景況感が改善したほか、宿泊業や飲食業などのサービス業においても原材料費や人件費の上昇分などを価格に転嫁する動きが広がり、収益力の改善がみられました。また、物価上昇の影響を受けつつも、雇用や所得環境の改善が進むなかで個人消費が堅調に推移するなど、全体的に緩やかな回復が続きました。
県内経済	茨城県経済は、在庫調整の進展や受注環境の持ち直し等により製造業の業況が改善するとともに、サービス業においてもコスト上昇分の価格転嫁が進みました。一方、県内中小企業を取り巻く事業環境は原材料高や円安による仕入価格の上昇に加え、人材確保のための人件費の増加など、コスト全般が高止まりしており、引き続き厳しい環境にあります。
金融情勢	国内長期金利は、日本銀行が2024年7月と2025年1月の2回にわたり追加利上げを実施し政策金利を0.5％程度まで引上げたことから上昇基調にあり、年度末には1.5％近傍で推移しました。また、日経平均株価は、2024年7月に一時42,000円を超える水準まで上昇しましたが、年明け以降はトランプ政権による経済政策への懸念等から下降しました。為替相場は、年度を通して円安基調が続きました。

事業の経過および成果

○第5次中期経営計画の主な取組みと成果

こうした環境のなか、昨年度は「共通価値の創造」へつなげ、「サステナブル経営」への転換を目指した「第5次中期経営計画」（以下「第5次中計」）が計画3期目の最終期に入り、計画の総仕上げに全力で取組みました。第5次中計の重要施策に据えた「地元中小企業の徹底的な支援」を全行あげて実践した結果、2025年3月末の「貸出金残高」は、「中小企業貸出」を中心に増加し、2兆1,160億円と過去ピークを更新するとともに、「貸出金残高」に「預金残高」と「預り資産残高」を合わせた残高が5兆999億円となり、年度末として最大の残高となるなど、将来の収益基盤をしっかりと築き上げることができました。その結果、業容の拡大を背景として、計画最終期となる2025年3月期決算では、第5次中計で掲げた経営指標をすべて達成いたしました。

【「第5次中期経営計画」最終期の経営指標の達成状況】

	コア業務純益	当期純利益	自己資本比率	ROE	コアOHR
目標	50億円以上	35億円以上	9%以上	3%以上	70%台
実績	69億円	40億円	9.37%	4.45%	76.95%

また、気候変動問題などSDGsへの対応を持続的な企業成長への重要課題として認識するなか、社会的課題の解決を目指した「サステナブルファイナンス」にも積極的に取組みました。「サステナブルファイナンス実行額」については、2025年3月末時点で2,532億円となり、第5次中計で設定した「920億円以上」という目標を大きく上回る実績となりました。

さらに第5次中計の重要施策のひとつである「人的資本経営」については、2024年4月に人事総務部内に「ダイバーシティ推進グループ」を新設し、多様な人材が活躍できる環境を促進する体制の強化を図りました。また、従業員エンゲージメントの向上を目指して、人事制度見直しや、6月には全職員を対象として2年連続となる「賃上げ」を実施しました。さらに「サステナブル経営」への転換のためには、職員一人ひとりの成長が不可欠であり、引き続き、職場環境の整備をはじめ、研修・セミナーの開催、自己啓発や資格取得のサポート、福利厚生の充実など、価値創造の源となる「人財」への積極的な投資を通して「人的資本経営」を実践してまいります。

○サステナビリティへの取組み

当行は、地域金融機関として、事業活動を通じて豊かな地域社会の実現に貢献することを基本理念に掲げています。2024年度の主な取組みとして、「2024筑波銀行ビジネス交流商談会」を地元つくば市で開催したほか、「テーマ付SDGs私募債による寄贈」を積極的に行いました。

また、2025年4月より本部ビルおよび事務センター、ならびに一部店舗を含む29施設で使用する電力について、非化石化証書（※）が付与された実質再生可能エネルギー電力を導入することで年間1,870トンのCO2の排出量の削減を見込んでいます。

※非化石化証書 … 資源エネルギー庁が証明する電源種別や、発電所所在地などの付加情報が付与された化石証書

【2024筑波銀行ビジネス交流商談会】



【テーマ付きSDGs私募債による寄贈】

寄贈日	寄贈先	寄贈品	内容
2024年1月	北茨城市	寄付金 108万円	台風13号に伴う災害支援
2024年5月	茨城県共同募金会	寄付金 254万円	能登半島地震に伴う災害支援
2024年8月	茨城県	寄付金 56万円	県内の森林・湖沼・河川の水質保全
//	茨城県	寄付金 52万円	県内の子供食堂支援
2025年2月	茨城県共同募金会	寄付金 182万円	能登半島地震および能登半島豪雨に伴う災害支援
//	茨城県	寄付金 (金額非公表)	県内の森林・湖沼・河川の水質保全

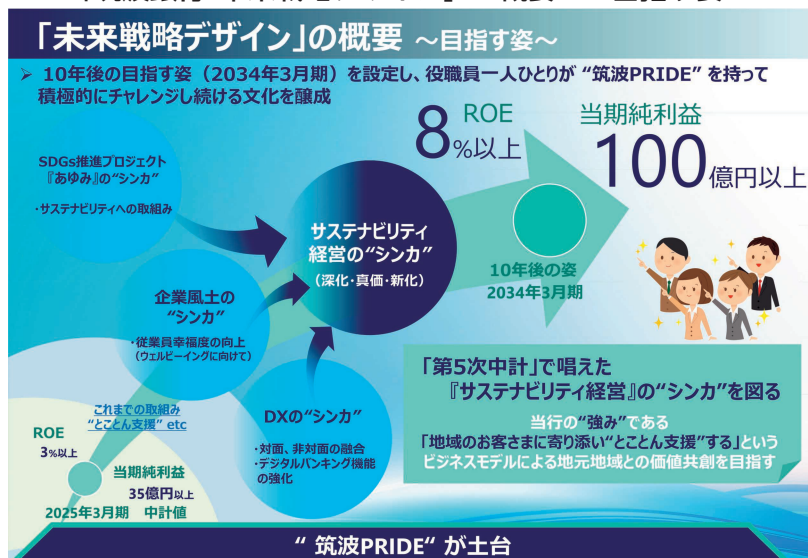
○「パーパス」及び「筑波銀行 未来戦略デザイン」の策定

私たち地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少・超高齢化をはじめ、デジタル化の急速な進展やキャッシュレスの高まり、気候変動に伴う災害の激甚化など、予測困難な「非連続の時代」を迎えています。このような時代において、当行の存在意義を改めて見つめ直すとともに、全役職員が心を一つに『あゆみ』続けるため、「パーパス」を明確にしました。

「パーパス」とは、企業の存在意義や社会的意義を指し、企業の原点や経営理念とも深い関係があります。当行の「パーパス」である「～地域のために 未来のために～」は、当行が「何のために存在するのか」を端的に言い表した言葉であり、判断、行動の拠り所として、地域の皆さまと手を取り合い、明るくサステナブルな未来を創ってまいります。

また、筑波銀行グループ経営理念体系図をこれまで以上に親しみがある形にリニューアルするとともに、当行のあるべき姿を明確にすることで持続可能な地域社会の構築にこれまで以上に貢献できるよう、「筑波銀行 未来戦略デザイン」を策定しました。「筑波銀行 未来戦略デザイン」では3年間ごとのフェーズに区切った中期経営計画を積み上げていくことで、10年後の2034年3月期に目指すべき指標として、ROE8%以上、当期純利益100億円以上を掲げており、全役職員一丸となって取り組んでまいります。

「筑波銀行 未来戦略デザイン」の概要 ～目指す姿～



当行は、今後もこれまで築き上げた株主さまをはじめお客さま、地域の皆さまとの“つながり”を大切に、地域金融機関として金融仲介機能を十分発揮するとともに、地域における共通価値の創造および地域社会の持続的な発展に積極的に取組んでまいります。

以上の取組みの結果、2025年3月期の業績は以下のとおりとなりました。

預金・預り資産

預金は、公金預金や法人預金が増加したことなどから、期末残高は前年度末比569億円増加の2兆6,343億円となりました。また、預り資産残高は、投資信託や生命保険の取扱いが増加したことなどから、前年度末比237億円増加の3,495億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、住宅ローンを中心に個人向け貸出が増加したことなどから、期末残高は前年度末比788億円増加の2兆1,160億円となりました。

有 価 証 券

有価証券は、外国証券は減少しましたが、地方債が増加したことなどから、期末残高は前年度末比27億円増加の4,216億円となりました。

損 益 面

経常収益は、貸出金利息や預け金利息が増加したことなどにより、前年度比30百万円増加の409億47百万円となりました。

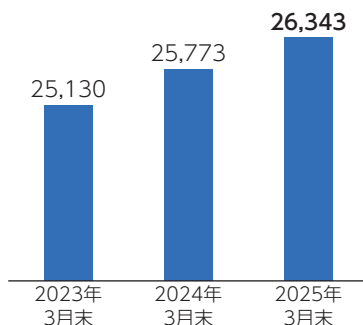
経常費用は、預金利息は増加しましたが、貸倒引当金繰入額や国債等債券売却損の減少等により、前年度比20億19百万円減少の365億44百万円となりました。

その結果、経常利益は前年度比20億50百万円増加し44億2百万円となりました。

当期純利益は、経常利益の増加により、前年度比19億39百万円増加の40億57百万円となりました。

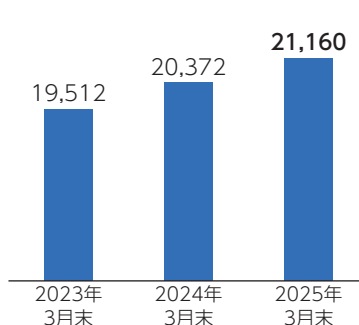
預金

(単位：億円)



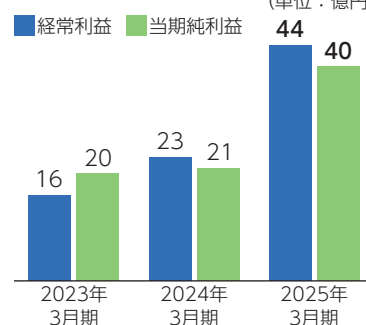
貸出金

(単位：億円)



経常利益・当期純利益

(単位：億円)



自己資本比率

銀行の健全性を示す自己資本比率については、当期純利益の計上により自己資本が増加したことなどから、前年度末の9.10%から0.27ポイント上昇し、9.37%となりました。

剰余金の配当

当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境などを勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

こうした方針に基づき、当期末の配当金は、株主の皆さまからのご支援にお応えするために、普通株式は1株当たり5円、第四種優先株式は1株当たり5銭とさせていただきました。

対処すべき課題

地域金融機関は、人口減少や少子高齢化、DXおよびGXへの対応など、様々な課題に直面しています。また、「金利ある世界」が本格的に到来するなか、金融環境は大きく変化しており、国内外の金融政策や市場の動向などを注視し適切に対応していく必要があります。加えて、当行の主な取引先である多くの地元中小企業は、原材料コストの上昇や人手不足などの影響を受けて厳しい事業環境に置かれています。足元では一部に持ち直しの動きが見られますが、先行きは物価上昇や利上げによる金融環境の変化が企業業績および家計に与える影響は不確実性が高く、地域金融機関には地元中小企業に対しての継続した支援が求められています。

このような経営環境のなか、2025年4月より第6次中期経営計画「Rising Innovation 2028」～ ツクバ ワクワク、はじまる ～がスタートしました。同計画は、当行の10年後の未来を描いた「筑波銀行 未来戦略デザイン」の実現に向けた第1フェーズとして位置付けており、地域・お客さまに「当行ならではの価値」を提供し、ともに発展する持続的なビジネスモデルの構築を目指してまいります。

当行は、今後とも企業価値を高め、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、グループ一丸となり、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	2,466,336	2,513,003	2,577,327	2,634,315
定期性預金	808,366	771,149	758,365	784,522
その他	1,657,970	1,741,854	1,818,962	1,849,792
貸出金	1,882,596	1,951,202	2,037,240	2,116,072
個人向け	506,658	536,240	584,047	627,300
中小企業向け	823,681	850,764	852,885	858,121
その他	552,255	564,198	600,306	630,649
商品有価証券	200	173	177	200
有価証券	501,419	429,470	418,913	421,662
国債	45,473	26,474	37,203	42,534
その他	455,945	402,996	381,710	379,127
総資産	2,959,925	2,766,316	2,851,107	2,887,103
内国為替取扱高	6,291,636	6,239,942	6,676,757	6,851,709
外国為替取扱高	百万ドル 82	百万ドル 85	百万ドル 81	百万ドル 75
経常利益	5,132	1,656	2,352	4,402
当期純利益	4,188	2,028	2,117	4,057
1株当たり当期純利益	円 銭 50 75	円 銭 24 54	円 銭 25 63	円 銭 49 23

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,238人
平均年齢	43年1月
平均勤続年数	20年3月
平均給与月額	367千円

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用および嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末
茨城県	135店（うち出張所 7 ）
栃木県	6店
千葉県	4店
埼玉県	0店
東京都	2店
インターネット専業支店	1店
合計	148店（ // 7 ）

(注) 行政上の登録店舗数は148か店となっておりますが、経営効率性の観点から店舗統廃合（ランチ・イン・ランチ方式）を行ってきたことにより、インターネット専業支店を除いた当年度末の店舗の拠点数は72拠点となっております。

□. 当年度新設営業所
新設の営業所はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の状況

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,661
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,070

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
筑波総研株式会社	土浦市中央二丁目 11番7号	システム開発業務 リサーチ・コンサル ティング業務	百万円 50	% 100.00	—
つくば地域活性化 ファンド投資事業 有限責任組合	土浦市中央二丁目 11番7号	投資業務	百万円 493	% 99.00	—
つくば地域活性化 2号ファンド投資 事業有限責任組合	土浦市中央二丁目 11番7号	投資業務	百万円 325	% 99.00	—

(注) 1. 上記の重要な子会社等3社は連結対象子会社であります。なお、持分法適用会社は該当ありません。

2. 当連結会計年度の経常収益は411億26百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は41億3百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. じゅうだん会（株式会社筑波銀行、株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2008年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
2. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行および株式会社福井銀行との間で「フィンクロス・パートナーシップ」を締結し、各行のデジタル化の連携・協働を進めております。
3. SBIグループとの業務提携により、SBIマネープラザの共同運営、地元企業向けファンドの設立、デジタル化による利便性向上ならびに地元企業へのDX支援等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職	その他
生田 雅彦	(代表取締役) 取締役頭取			
篠原 智	(代表取締役) 専務取締役	融資部		
瀬尾 達朗	常務取締役	市場金融部		
菊池 謙一	常務取締役	事務本部長委嘱、 リスク統括部		
岡野 強志	常務取締役	総合企画部、(副) 事 務本部 (事務統括部・ デジタル戦略部)		
木幡 浩	取締役	人事総務部、 (副) 市場金融部		
齋藤 仁	取締役 (社外)		公益財団法人SOMPO福祉財団 専務理事 (常勤)、 Mysurance株式会社 社外監査役	(注) 2,3,5
尾崎 聡	取締役監査等委員 (常勤)			(注) 1
横井 のり枝	取締役監査等委員 (社外)		日本大学経済学部 教授	(注) 2,3
鈴木 大輔	取締役監査等委員 (社外)		渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業 パートナー弁護士	(注) 2,3
瀬尾 純一郎	取締役監査等委員 (社外)			(注) 2,3
松田 玲子	取締役監査等委員 (社外)		住友理工株式会社 社外監査役	(注) 2,3,6

- (注) 1. 当行は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要会議への出席や報告の受領等による情報収集、会計監査人並びに内部監査部門等との連携などの監査活動において、行内事情に精通した常勤を置くことにより、監査等委員会としての継続的かつ実務的な組織体制を構築し、監査の実効性を向上させるためであります。
2. 取締役 齋藤仁氏、横井のり枝氏、鈴木大輔氏、瀬尾純一郎氏および松田玲子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役 齋藤仁氏、横井のり枝氏、鈴木大輔氏、瀬尾純一郎氏および松田玲子氏の5名につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
4. 取締役副頭取 越智悟氏、取締役 根本祐一氏は、2024年6月26日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 取締役監査等委員 (社外) 齋藤仁氏は、2024年6月26日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
6. 取締役監査等委員 (社外) 松田玲子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 当該方針の決定方法

当行は、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

イ. 当該方針の内容の概要

【基本方針】

当行の取締役の報酬は、年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては役職を踏まえて報酬案を経営陣幹部にて作成し、報酬諮問委員会の意見を踏まえ、適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は、基本報酬である確定報酬（月額報酬）、業績連動報酬（賞与）と非金銭報酬等（譲渡制限付株式）にて構成しております。ただし、業績連動報酬（賞与）と非金銭報酬等（譲渡制限付株式）については、監査等委員および社外取締役は除かれます。

○基本報酬に関する方針

当行の取締役の基本報酬は、月額の確定報酬とし、役職に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

○業績連動報酬ならびに非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当行の業績に反映した現金報酬とし、各事業年度の収益状況を鑑みて各取締役の確定報酬を基準として一律の比率にて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。なお、適宜、当行の業績に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものいたします。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式を付与するものとします。

○報酬等の割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合については、当行の年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の報酬水準を踏まえて役職毎の報酬案を経営陣幹部にて作成し、報酬諮問委員会において検討を行います。取締役会は報酬諮問委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することといたします。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその意見を最大限尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等の総額等

役員区分	員数 (人)	報酬等の総額（百万円）				
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	その他
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	9	149	138	—	10	—
取締役 (監査等委員)	6	39	39	—	—	—

- (注) 1. 報酬等は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人員は取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名（うち社外1名）、取締役（監査等委員）5名（うち社外4名）であります。
3. 上記の員数および報酬額の総額には、第100期定時株主総会で退任した取締役2名および監査等委員1名(取締役<監査等委員である取締役を除く。>に就任)が含まれております。
4. 当行の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年6月24日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については年額360百万円以内（基本報酬320百万円、非金銭報酬等40百万円（社外取締役を除く））、業績連動報酬は別枠で年額60百万円以内(社外取締役を除く)、監査等委員である取締役の報酬額については年額72百万円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外1名）、監査等委員である取締役は5名（うち社外4名）であります。
5. 取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役会の委任決議に基づき、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うことが相応しいとの判断から、代表取締役頭取生田雅彦が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。また、取締役会は当該権限が適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ております。
6. 報酬の構成は、「基本報酬」、「業績連動報酬（賞与）」、「非金銭報酬等」としております。構成割合は、「基本報酬」76%、「業績連動報酬（賞与）」14%、「非金銭報酬等」10%としております。「業績連動報酬（賞与）」は、会社の業績（親会社株主に帰属する当期純利益の水準等）を鑑みて、各取締役の基本報酬を基準として一律の比率にて算出された額を年次で金銭を支給いたしますが、2009年度以降支給実績はございません。なお、「業績連動報酬（賞与）」については、適宜、業績に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえ見直しを行うこととしております。
7. 「非金銭報酬等」は譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
齋 藤 仁	会社法第423条第1項に定める責任について、社外役員がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
横 井 のり枝	
鈴 木 大 輔	
瀬 尾 純一郎	
松 田 玲 子	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

当行は、当行取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
齋 藤 仁	公益財団法人SOMPO福祉財団 専務理事（常勤） Mysurance株式会社 社外監査役
横 井 のり枝	日本大学経済学部 教授
鈴 木 大 輔	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
松 田 玲 子	住友理工株式会社 社外監査役

(注) 鈴木 大輔氏が兼職しております渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と当行との間に銀行取引関係がありますが、当行が定める社外役員の独立性に関する基準には該当いたしません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
齋 藤 仁	1年 9か月	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席しております。また監査等委員である取締役であった期間の監査等委員会3回のすべてに出席しております。	会社役員等の経営者としての経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、経営諮問委員会の議長として業務執行の適切な評価と監督等を行っております。
横 井 のり枝	8年 9か月	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、また監査等委員会13回のすべてに出席しております。	長年にわたる経済産業界の研究を通じて培った知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また、指名諮問委員会の議長として業務執行の適切な評価と監督等を行っております。
鈴 木 大 輔	5年 9か月	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席し、また監査等委員会13回のうち12回出席しております。	弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の議長として報酬等を含めた業務執行の適切な評価と監督等を行っております。
瀬 尾 純一郎	3年 9か月	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、また監査等委員会13回のすべてに出席しております。	長年の日本銀行勤務に基づく金融全般の高度な専門性や見識、および会社役員、会社監査役等の経営者としての経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
松 田 玲 子	9か月	就任後の当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、また監査等委員会10回のすべてに出席しております。	財務会計の専門家である公認会計士としての豊富な経験と高い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	6名	24百万円	該当事項はありません。

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人員は、社外役員5名であります。
3. 社外役員の報酬の構成は基本報酬のみであります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	333,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	82,553千株
	第三種優先株式	—
	第四種優先株式	70,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	24,655名
第三種優先株式	—
第四種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,383千株	13.82%
筑波銀行行員持株会	4,869	5.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,442	4.18
株式会社広沢製作所	1,591	1.93
株式会社 S B I 証券	890	1.08
野村信託銀行株式会社（投信口）	890	1.08
DIMENSIONAL ETF TRUST-DIMENSIONAL INTERNATIONAL SMALL CAP VALUE ETF	605	0.73
S B I 地銀ホールディングス株式会社	580	0.70
株式会社大島工務店	530	0.64
高安 五郎	500	0.60

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	70,000千株	100.00%

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類および数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	6人	普通株式 33,000株
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

（注）表中の株式は、当行が当行取締役に対し、当該事業年度中に職務執行の対価として交付した当行株式を記載しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 伊 藤 浩 之 業 務 執 行 社 員 指定有限責任社員 轡 田 留美子 業 務 執 行 社 員	64	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算定根拠等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 会計監査人に対して報酬等を支払った非監査業務(公認会計士法第2条第1項)の内容は、日本版CRS及びFATCA対応の指導・助言業務等であります。

- （注） 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
3. 当行および当行子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は67百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- ロ. 当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社
該当ありません。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況の概要

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための事項

- (ア) 企業倫理の確立と法令等遵守を経営の最重要課題として位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組めます。
- (イ) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス態勢確立の諸施策、同態勢の評価・改善、その他法令等遵守に関する重要事項の審議を行い、その結果を取締役会に報告します。

- (ウ) コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図ります。
- (エ) 当行および子会社の役職員等が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談出来るよう、外部の弁護士ならびに行内の常勤の監査等委員およびコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図ります。
- (オ) 顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備します。
- (カ) 会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適正性を確保します。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行います。
- (キ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (ア) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき適正に保存、管理します。また、取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとします。
- (イ) 開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の事項

- (ア) リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努めます。
- (イ) 頭取を委員長とするリスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行います。
- (ウ) 各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築します。
- (エ) 監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果、法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、直ちに取締役会ならびに監査等委員会等に報告するものとします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための事項

- (ア) 協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行います。
- (イ) 取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、選任された執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行います。また、取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとします。

⑤当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための事項

- (ア) 子会社における業務執行の状況については、子会社管理基準に基づき設置された統括部署が適時報告を受け、適切な管理・指導を行います。
- (イ) 子会社の損失の危険を管理するため、子会社管理基準を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図ります。
- (ウ) 子会社は、当行および子会社の経営陣によって協議された当行グループとしての経営方針等を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会ならびに各取締役および各部門の担当職務を明確にし、取締役の職務の執行の効率性確保に努めます。
- (エ) 子会社にもコンプライアンスにかかる方針および規程を具備させ、コンプライアンスの遵守等の取組みを実施させます。また、当行の監査部署は必要に応じて子会社に立ち入り監査を行います。

(2) 監査等委員会の職務の執行のために必要な体制

①監査等委員会の職務の執行ならびに、これを補助すべき取締役および使用人に関する事項

- (ア) 監査等委員会の職務の執行のため、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）から選任された常勤の監査等委員を置きます。また、監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置します。
- (イ) 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定については、監査等委員の意見を尊重するなど、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。また、当該使用人は監査等委員会の専任として指揮命令権を明確化し、指示の実効性を確保します。
- (ウ) なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととします。

②監査等委員会への報告に関する事項

- (ア) 取締役（監査等委員を除く）および使用人は、当行および子会社の役職員の職務の執行に関し、重大な法令違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちにこれを監査等委員会へ報告するものとします。
- (イ) 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の役職員の職務の執行に関し、重大な法令違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちにこれを監査等委員会へ報告するものとします。
- (ウ) 監査等委員会は、必要に応じて、当行および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めます。
- (エ) 監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを確保します。

③監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に関する事項

- (ア) 監査等委員会は職務の執行上必要と認める費用について予算を計上しておくこととします。また緊急または臨時に支出した費用については当行に費用の償還を請求することができます。
- (イ) 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について当行に対して費用等の請求をすることができます。
- (ウ) 当行は会社法第399条の2第4項に基づき当該請求にかかる費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを速やかに処理します。

④その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための事項

- (ア) 監査等委員は、常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるすることができます。
- (イ) 監査等委員会は、監査部やリスク統括部等、本部各部から適時適切に情報を受ける体制を整備します。
- (ウ) 代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めます。

＜当行における基本方針の運用状況の概要＞

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく当期の運用状況の概要は以下のとおりです。

（１）業務の適正を確保するために必要な体制

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための事項

- ・取締役会においてコンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムおよびコンプライアンスホットライン（内部通報制度）を策定・整備し、行内におけるコンプライアンス重視の組織風土の醸成およびその実践の徹底に取り組んでおります。
- ・頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を3か月毎に開催し、法令等遵守に関する重要事項の審議を行い、その結果を取締役に報告しております。
- ・「反社会的勢力への対応方針」を策定し、組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、裏取引や資金提供の禁止を定めております。

②取締役の職務の執行に係る効率的な執行の確保ならびに情報の保存および管理に関する事項

- ・取締役の職務の執行は役付取締役（監査等委員である取締役はこれに含めない）で構成される常務会運営により効率化され、職務の執行に係る情報は適切に管理されております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の事項

- ・統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を策定し、リスク種類毎の管理態勢の整備に取り組んでおります。
- ・リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理にかかる事項について協議・報告を行っております。
- ・監査部は、本部、営業店および当行子会社の業務を監査し、その結果を取締役に報告しております。

④当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための事項

- ・子会社管理基準に基づき、各子会社に対しては子会社の統括部署が業務執行に係る協議を行うとともに業務状況等について報告を受ける態勢を整え、管理・指導を行っております。
- ・監査部は、内部監査規程に基づき、原則として毎年1回、当行子会社の監査を実施しております。

(2) 監査等委員会の職務の執行のために必要な体制

- ・ 監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準を定めて運用しております。
- ・ 専任の補助使用人を配置し、補助使用人の業務執行者からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性を確保しております。
- ・ 当行および子会社の取締役及び使用人は重大な法令違反等に関して監査等委員会へ報告するものとし、また監査等委員会は必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めています。
- ・ 監査等委員会に対し報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するよう取締役会に要請しております。
- ・ 職務の執行上必要と認める費用については、予算計上・事後費用等の手続きによる当行に対する請求権を有しております。
- ・ 代表取締役との定期的会合を開催し、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を構築しております。
- ・ 常勤監査等委員は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

- ・ 当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

以 上

第101期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	307,350	預金	2,634,315
現金	27,510	当座預金	58,219
預け金	279,839	普通預金	1,762,908
買入金銭債権	1,083	貯蓄預金	12,479
商品有価証券	200	通知預金	718
商品国債	23	定期預金	777,333
商品地方債	176	定期積金	7,189
金銭の信託	2,535	その他の預金	15,467
有価証券	421,662	債券貸借取引受入担保金	12,000
国債	42,534	借入金	143,300
地方債	122,877	借入金	143,300
社債	85,401	外国為替	64
株式	5,117	売渡外国為替	38
その他の証券	165,730	未払外国為替	25
貸出金	2,116,072	その他負債	6,255
割引手形	3,393	未決済為替借	3
手形貸付	93,898	未払法人税等	379
証書貸付	1,910,064	未払費用	1,469
当座貸越	108,715	前受収益	1,509
外国為替	2,712	給付補填備金	62
外国他店預け	2,712	資産除去債務	72
その他資産	16,200	その他の負債	2,759
前払費用	284	賞与引当金	743
未収収益	2,229	退職給付引当金	32
金融派生商品	0	執行役員退職慰労引当金	39
金融商品等差入担保金	50	睡眠預金払戻損失引当金	12
その他の資産	13,636	ポイント引当金	23
有形固定資産	19,141	偶発損失引当金	357
建物	8,717	再評価に係る繰延税金負債	324
土地	9,337	支払承諾	1,136
建設仮勘定	45	負債の部合計	2,798,605
その他の有形固定資産	1,041	(純資産の部)	
無形固定資産	3,340	資本金	48,868
ソフトウェア	2,568	資本剰余金	30,451
その他の無形固定資産	771	資本準備金	9,376
前払年金費用	5,514	その他資本剰余金	21,074
繰延税金資産	3,733	利益剰余金	41,663
支払承諾見返	1,136	利益準備金	1,278
貸倒引当金	△13,581	その他利益剰余金	40,384
資産の部合計	2,887,103	繰越利益剰余金	40,384
		自己株式	△43
		株主資本合計	120,939
		その他有価証券評価差額金	△32,761
		土地再評価差額金	319
		評価・換算差額等合計	△32,441
		純資産の部合計	88,497
		負債及び純資産の部合計	2,887,103

第101期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		40,947
資金運用収益	28,257	
貸出金利息	23,200	
有価証券利息配当金	4,255	
コールローン利息	37	
預け金利息	752	
その他の受入利息	12	
役務取引等収益	9,102	
受入為替手数料	1,198	
その他の役務収益	7,903	
その他業務収益	378	
国債等債券売却益	70	
その他の業務収益	308	
その他経常収益	3,209	
償却債権取立益	454	
株式等売却益	1,702	
その他の経常収益	1,052	
経常費用		36,544
資金調達費用	1,855	
預金利息	1,472	
債券貸借取引支払利息	341	
借用金利息	41	
役務取引等費用	5,009	
支払為替手数料	231	
その他の役務費用	4,778	
その他業務費用	2,800	
外国為替売買損	646	
商品有価証券売却損	3	
国債等債券売却損	2,150	
営業経費	22,728	
その他経常費用	4,150	
貸倒引当金繰入額	1,782	
貸出金償却	1,017	
株式等売却損	555	
株式等償却	3	
金銭の信託運用損	109	
その他の経常費用	681	
経常利益		4,402
特別利益		—
特別損失		98
固定資産処分損	29	
減損損失	69	
税引前当期純利益		4,304
法人税、住民税及び事業税	285	
法人税等調整額	△38	
法人税等合計		246
当期純利益		4,057

第101期 (2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	4	4
当期末残高	48,868	9,376	21,074	30,451

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,195	36,829	38,024	△49	117,291
当期変動額					
剰余金の配当	83	△502	△418		△418
当期純利益		4,057	4,057		4,057
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				6	10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	83	3,554	3,638	5	3,648
当期末残高	1,278	40,384	41,663	△43	120,939

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△23,892	328	△23,563	93,727
当期変動額				
剰余金の配当				△418
当期純利益				4,057
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,868	△9	△8,877	△8,877
当期変動額合計	△8,868	△9	△8,877	△5,229
当期末残高	△32,761	319	△32,441	88,497

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	13年 ～ 50年
その他	5年 ～ 20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来の損失発生見込にかかる必要な修正を加えて算定しております。また、今後の経営支援の実施等により損失率以上の損失が見込まれる債務者について回収可能見込額を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は21,607百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 13,581百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸出金等の与信債権について自己査定基準に基づき資産査定を実施し、債務者の信用リスクに応じた債務者区分(「正常先」、「要注意先」、「要管理先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」)を判定したうえで、予め定めている償却・引当基準に基づき債務者区分に応じた貸倒引当金を算出しております。なお、具体的な貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準」[(1) 貸倒引当金]に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金の算出に用いる債務者区分判定には、貸出先の将来の業績見通しに係る仮定が含まれており、財務指標等の定量要因に加えて、債務者の経営状態や債務償還能力、経営改善計画又は経営改善策の内容や進捗状況などの定性要因を踏まえた将来の仮定を含めて総合的に判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症については、貸出金等の信用リスクに与える影響は軽微との仮定に基づいて債務者区分の判定や貸倒引当金の見積りを行っております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

債務者を取り巻く事業環境の変化や債務者の経営状態、業績の動向等により、今後、信用リスクが増加した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
繰延税金資産 3,733百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来の合理的な課税所得の予測・仮定に基づき、将来にわたり税金負担額を軽減する効果（回収可能性）があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、毎決算期末時点において、中期経営計画をベースに経営環境や足許の収益状況等を踏まえて策定した将来5年間の収益計画及び将来減算一時差異の解消見込（スケジュールリング）を基礎とした将来の課税所得の見込額を算定することにより判断しております。また、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、一定の要件を満たす債務者の状況を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については、毎決算期末時点において把握した情報等に基づき将来5年間の解消額を見積もり、将来年度の課税所得の十分性を慎重に検討したうえで、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

繰延税金資産計上の基礎となる将来5年間の収益計画には、今後の経営環境の変動や当行が策定した経営上の施策が着実に実行されることなどの仮定が含まれております。また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢や当行の将来の無税化方針などに基づきスケジュールリングを行っております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

繰延税金資産は、将来の課税所得の予測や仮定に基づき計上するため、実際の課税所得の発生状況や今後の業績等により、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化した場合、繰延税金資産の計上額は変動する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 236百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,090百万円
危険債権額	36,194百万円
三月以上延滞債権額	9百万円
貸出条件緩和債権額	14,397百万円
合計額	58,692百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,393百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 509百万円

有価証券 172,846百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,065百万円

債券貸借取引受入担保金 12,000百万円

借入金 143,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券1,471百万円及びその他の資産489百万円を差し入れております。また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金10,000百万円及び保証金532百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、343,833百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが232,614百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,394百万円

- | | |
|---|-----------|
| 7. 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,433百万円 |
| 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 356百万円 |
| 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債
に対する当行の保証債務の額は33,313百万円であります。 | |
| 10. 関係会社に対する金銭債権総額 | 0百万円 |
| 11. 関係会社に対する金銭債務総額 | 610百万円 |
| 12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 | |

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、83百万円であります。

（損益計算書関係）

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 一百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 3百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 9百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 一百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 一百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 406百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 一百万円 |

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
- (2) 子会社及び関連会社等
該当ありません。
- (3) 兄弟会社等
該当ありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

3. 当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落及び店舗統廃合の決定等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗 7ヵ店	土地及び建物	61百万円
茨城県外	営業店舗 1ヵ店	建物	8百万円
合 計			69百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	237	2	33	207	(注) 1, 2
合 計	237	2	33	207	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少33千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△4

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	4,011	3,851	△160
	地方債	8,000	7,715	△284
	小計	12,011	11,566	△444
合計		12,011	11,566	△444

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

該当ありません。

(注) 上記「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	192
関連法人等株式	44
合計	236

4. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,668	1,768	900
	債券	4,177	4,164	12
	国債	4,000	3,988	11
	地方債	—	—	—
	社債	176	175	0
	その他	23,724	21,342	2,381
	外国債券	—	—	—
	その他	23,724	21,342	2,381
	小計	30,570	27,275	3,294
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,707	1,886	△178
	債券	234,624	248,442	△13,818
	国債	34,522	36,143	△1,621
	地方債	114,877	122,486	△7,608
	社債	85,224	89,813	△4,588
	その他	140,040	162,837	△22,796
	外国債券	496	500	△3
	その他	139,544	162,337	△22,792
	小計	376,373	413,167	△36,793
合計		406,943	440,443	△33,499

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	691
組合出資金	1,778
合計	2,469

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,271	593	237
債券	24,321	67	511
国債	10,572	3	353
地方債	9,366	60	143
社債	4,382	4	13
その他	58,230	1,111	1,956
外国債券	20,065	—	1,565
その他	38,165	1,111	390
合計	88,823	1,773	2,706

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について期末月1カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が取得原価に比べて50%以上下落した場合、または、期末月1カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が30%以上50%未満下落し、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性が認められないと判断した場合としております。なお、資産の自己査定における有価証券発行会社の債務者区分が破綻懸念先以下の保証付私募債については、期末日時価が取得原価に比べ下落した場合としております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,535	△109

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,421百万円
有価証券償却	373
退職給付引当金	7
減価償却超過額	623
その他有価証券評価差額金	11,515
土地に係る減損損失	267
合併による土地評価損	463
その他	1,087
繰延税金資産小計	23,758
評価性引当額	△19,493
繰延税金資産合計	4,265
繰延税金負債	
合併による貸出金等評価益	△299
資産除去債務	△5
退職給付信託設定益	△222
その他有価証券評価差額金	△3
繰延税金負債合計	△531
繰延税金資産の純額	3,733百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は74百万円増加し、その他有価証券評価差額金は19百万円増加し、法人税等調整額は54百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は9百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	649円62銭
1 株当たりの当期純利益金額	49円23銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	18円86銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 浩 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 轡 田 留美子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第101期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	307,350	預金	2,633,722
買入金銭債権	1,083	債券貸借取引受入担保金	12,000
商品有価証券	200	借入金	143,300
金銭の信託	2,535	外国為替	64
有価証券	421,557	その他負債	6,272
貸出金	2,116,072	賞与引当金	767
外国為替	2,712	退職給付に係る負債	106
その他資産	16,229	役員退職慰労引当金	4
有形固定資産	19,149	執行役員退職慰労引当金	40
建物	8,718	睡眠預金払戻損失引当金	12
土地	9,337	ポイント引当金	23
建設仮勘定	45	偶発損失引当金	357
その他の有形固定資産	1,048	再評価に係る繰延税金負債	324
無形固定資産	3,342	支払承諾	1,136
ソフトウェア	2,570	負債の部合計	2,798,133
その他の無形固定資産	772	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	9,646	資本金	48,868
繰延税金資産	2,443	資本剰余金	30,451
支払承諾見返	1,136	利益剰余金	42,069
貸倒引当金	△13,581	自己株式	△43
資産の部合計	2,889,878	株主資本合計	121,345
		その他有価証券評価差額金	△32,761
		土地再評価差額金	319
		退職給付に係る調整累計額	2,841
		その他の包括利益累計額合計	△29,600
		純資産の部合計	91,745
		負債及び純資産の部合計	2,889,878

第101期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		41,126
資金運用収益	28,257	
貸出金利息	23,200	
有価証券利息配当金	4,255	
コールローン利息及び買入手形利息	37	
預け金利息	752	
その他の受入利息	12	
役務取引等収益	9,207	
その他業務収益	378	
その他経常収益	3,282	
償却債権取立益	454	
その他の経常収益	2,827	
経常費用		36,649
資金調達費用	1,855	
預金利息	1,472	
債券貸借取引支払利息	341	
借入金利息	41	
役務取引等費用	5,009	
その他業務費用	2,800	
営業経費	22,837	
その他経常費用	4,147	
貸倒引当金繰入額	1,782	
その他の経常費用	2,364	
経常利益		4,476
特別利益		—
特別損失		98
固定資産処分損	29	
減損損失	69	
税金等調整前当期純利益		4,377
法人税、住民税及び事業税	312	
法人税等調整額	△38	
法人税等合計		273
当期純利益		4,103
親会社株主に帰属する当期純利益		4,103

第101期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	38,384	△49	117,650
当期変動額					
剰余金の配当			△418		△418
親会社株主に帰属する当期純利益			4,103		4,103
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		6	10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	4	3,684	5	3,694
当期末残高	48,868	30,451	42,069	△43	121,345

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	△23,892	328	3,057	△20,506	97,144
当期変動額					
剰余金の配当					△418
親会社株主に帰属する当期純利益					4,103
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,868	△9	△215	△9,093	△9,093
当期変動額合計	△8,868	△9	△215	△9,093	△5,398
当期末残高	△32,761	319	2,841	△29,600	91,745

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 3社
会社名
筑波総研株式会社
つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合
つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等
会社名
筑波SBI地域活性化ファンド投資事業有限責任組合
筑波SBI地方創生ファンド投資事業有限責任組合
持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日	2社
3月末日	1社

(2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13年 ～ 50年
その他	5年 ～ 20年

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来の損失発生見込にかかる必要な修正を加えて算定しております。また、今後の経営支援の実施等により損失率以上の損失が見込まれる債務者については回収可能見込額を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は21,607百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準
執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (10) ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (12) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (14) 収益の計上方法
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- (15) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 13,581百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸出金等の与信債権について自己査定基準に基づき資産査定を実施し、債務者の信用リスクに応じた債務者区分(「正常先」、「要注意先」、「要管理先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」)を判定したうえで、予め定めている償却・引当基準に基づき債務者区分に応じた貸倒引当金を算出しております。なお、具体的な貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項」[(5) 貸倒引当金の計上基準]に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金の算出に用いる債務者区分判定には、貸出先の将来の業績見通しに係る仮定が含まれており、財務指標等の定量要因に加えて、債務者の経営状態や債務償還能力、経営改善計画又は経営改善策の内容や進捗状況などの定性要因を踏まえた将来の仮定を含めて総合的に判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症については、貸出金等の信用リスクに与える影響は軽微との仮定に基づいて債務者区分の判定や貸倒引当金の見積りを行っております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

債務者を取り巻く事業環境の変化や債務者の経営状態、業績の動向等により、今後、信用リスクが増加した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 2,443百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来の合理的な課税所得の予測・仮定に基づき、将来にわたり税金負担額を軽減する効果（回収可能性）があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、毎決算期末時点において、中期経営計画をベースに経営環境や足許の収益状況等を踏まえて策定した将来5年間の収益計画及び将来減算一時差異の解消見込（スケジュールリング）を基礎とした将来の課税所得の見込額を算定することにより判断しております。また、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、一定の要件を満たす債務者の状況を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については、毎決算期末時点において把握した情報等に基づき将来5年間の解消額を見積もり、将来年度の課税所得の十分性を慎重に検討したうえで、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

繰延税金資産計上の基礎となる将来5年間の収益計画には、今後の経営環境の変動や当行が策定した経営上の施策が着実に実行されることなどの仮定が含まれております。また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢や当行の将来の無税化方針などに基づきスケジュールリングを行っております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

繰延税金資産は、将来の課税所得の予測や仮定に基づき計上するため、実際の課税所得の発生状況や今後の業績等により、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化した場合、繰延税金資産の計上額は変動する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 44百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,090百万円
危険債権額	36,194百万円
三月以上延滞債権額	9百万円
貸出条件緩和債権額	14,397百万円
合計額	58,692百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,393百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 509百万円

有価証券 172,846百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,065百万円

債券貸借取引受入担保金 12,000百万円

借入金 143,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券1,471百万円及びその他資産489百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金50百万円、中央清算機関差入証拠金10,000百万円及び保証金532百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、343,833百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが232,614百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,394百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 20,448百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 356百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は33,313百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,702百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当12,170百万円及び外注委託料3,222百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,017百万円及び株式等売却損555百万円を含んでおります。
4. 営業活動によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落及び店舗統廃合の決定等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗 7ヵ店	土地及び建物	61百万円
茨城県外	営業店舗 1ヵ店	建物	8百万円
合 計			69百万円

（グルーピングの方法）

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結される子会社については、各社を1つの単位としております。

（回収可能価額）

当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合 計	152,553	—	—	152,553	
自己株式					
普通株式	237	2	33	207	(注) 1、2
合 計	237	2	33	207	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少33千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	411百万円	5円	2024年3月31日	2024年6月6日
	第四種優先株式	7百万円	10銭	2024年3月31日	2024年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	411百万円	利益剰 余金	5円	2025年3月31日	2025年6月6日
	第四種優先株式	3百万円	利益剰 余金	5銭	2025年3月31日	2025年6月6日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金等による資金調達を行い、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、お客様との取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予想しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、リスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

②市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM（Asset Liability Management）の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠（投資額または保有額の上限）を決定し、各部署は、このリスク・リミットルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

業務管理面では、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらに市場リスクを担当するリスク統括部署（ミドルオフィス）を設置し、相互牽制機能を確保しております。また、市場リスクの状況については、定期的にリスク管理委員会、ALM委員会並びに常務会で報告・モニタリングを実施しております。

（i）デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

（ii）市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間60日（政策投資株式は120日、売買目的有価証券は1日）、信頼水準99%、観測期間1年）を採用しております。

2025年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で432億円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテストを実行しております。

また、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づきALM委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。上記のほか、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,011	11,566	△444
その他有価証券 (*1)	406,943	406,943	—
(2) 貸出金	2,116,072		
貸倒引当金 (*2)	△13,332		
	2,102,739	2,074,462	△28,277
資産計	2,521,694	2,492,972	△28,721
(1) 預金	2,633,722	2,632,827	△894
(2) 借入金	143,300	142,161	△1,138
負債計	2,777,022	2,774,988	△2,033
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2) (*3)	778
組合出資金 (*2) (*4)	1,778

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式について138百万円減損処理を行っております。

(*4) 組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	31,991	49,274	62,856	110,846	45,150	73,857
満期保有目的の債券	—	—	—	—	12,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	31,991	49,274	62,856	110,846	33,150	73,857
貸出金 (*)	396,672	350,442	308,961	202,178	216,447	577,974
合 計	428,663	399,716	371,818	313,024	261,597	651,832

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの63,395百万円は含めておりません。

(注3) 預金、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	2,477,079	124,625	26,702	837	4,475	—
借入金	74,100	69,200	—	—	—	—
合 計	2,551,179	193,825	26,702	837	4,475	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（*）	76,413	277,674	32,709	386,797
国債・地方債等	38,523	114,877	—	153,400
社債	—	52,692	32,709	85,401
株式	4,376	—	—	4,376
その他	33,513	110,105	—	143,618
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
資産計	76,413	277,674	32,709	386,797
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

（*）その他有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は20,146百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益
	損益に計上	その他の 包括利益に 計上					
19,387	—	269	489	—	—	20,146	—

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	3,851	7,715	—	11,566
国債・地方債等	3,851	7,715	—	11,566
貸出金	—	—	2,074,462	2,074,462
資産計	3,851	7,715	2,074,462	2,086,028
預金	—	2,632,827	—	2,632,827
借入金	—	142,161	—	142,161
負債計	—	2,774,988	—	2,774,988

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算出しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。貸出期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。返済期間の定めのないものについては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、額面金額から個別貸倒引当金を差し引いた金額で時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規預け入れレートを用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び市場金利に信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（２０２５年３月３１日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
保証付私募債	割引現在価値法	割引率	0.45％－3.80％	1.12％

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（２０２５年３月３１日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル３ の時価への 振替	レベル３ の時価から の振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益
		損益に 計上 （＊）	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
保証付私募債	41,176	—	△299	△8,167	—	—	32,709	—

（＊）連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは金融商品の時価等の算定基準や時価会計運用基準等において時価の算定に関する手続を定めており、これに沿って各取引を所管する部門が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は、毎期監査部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対するリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△4

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	4,011	3,851	△160
	地方債	8,000	7,715	△284
	小計	12,011	11,566	△444
合計		12,011	11,566	△444

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,668	1,768	900
	債券	4,177	4,164	12
	国債	4,000	3,988	11
	地方債	—	—	—
	社債	176	175	0
	その他	23,724	21,342	2,381
	外国債券	—	—	—
	その他	23,724	21,342	2,381
	小計	30,570	27,275	3,294
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,707	1,886	△178
	債券	234,624	248,442	△13,818
	国債	34,522	36,143	△1,621
	地方債	114,877	122,486	△7,608
	社債	85,224	89,813	△4,588
	その他	140,040	162,837	△22,796
	外国債券	496	500	△3
	その他	139,544	162,337	△22,792
	小計	376,373	413,167	△36,793
合計		406,943	440,443	△33,499

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	6,271	594	237
債券	24,321	67	511
国債	10,572	3	353
地方債	9,366	60	143
社債	4,382	4	13
その他	58,230	1,111	1,956
外国債券	20,065	—	1,565
その他	38,165	1,111	390
合計	88,823	1,773	2,706

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について連結決算期末月1カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が取得原価に比べて50%以上下落した場合、または、連結決算期末月1カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が30%以上50%未満下落し、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性が認められないと判断した場合としております。なお、資産の自己査定における有価証券発行会社の債務者区分が破綻懸念先以下の保証付私募債については、連結決算期末日時価が取得原価に比べ下落した場合としております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,535	△109

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) は、該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律 (2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は40百万円増加し、その他有価証券評価差額金は19百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は34百万円減少し、法人税等調整額は54百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は9百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
役務取引等収益	7,829
預金・貸出業務	2,344
為替業務	1,198
証券関連業務	1,975
代理業務	1,372
保護預り・貸金庫業務	131
その他業務	806
その他業務収益	308
その他経常収益	78
顧客との契約から生じる経常収益	8,215
上記以外の経常収益	32,910
経常収益	41,126

(注)「上記以外の経常収益」は主に資金運用収益等の「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当行グループの顧客との契約から生じる経常収益は、主に投資信託及び生命保険等の金融商品販売に係る手数料、内国為替及び外国為替に係る手数料などから構成されます。

金融商品販売に係る手数料は金融商品販売の約定を行った時点、内国為替及び外国為替に係る手数料は振込等の為替取引が完了した時点で、それぞれ契約上の履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)	
1 株当たりの純資産額	689円 06銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	49円 79銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	19円 07銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 浩 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 轡 田 留美子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が子会社の非常勤監査役を兼務しており、監査計画に基づく往査を実施したほか、子会社の取締役会に出席して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業等の報告を受け、経営管理の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社 筑波銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 尾 崎 聡 ㊟

監 査 等 委 員 横 井 のり枝 ㊟

監 査 等 委 員 鈴 木 大 輔 ㊟

監 査 等 委 員 瀬 尾 純一郎 ㊟

監 査 等 委 員 松 田 玲 子 ㊟

(注) 監査等委員 横井のり枝、鈴木大輔、瀬尾純一郎及び松田玲子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

●（ご参考）第5次中期経営計画におけるサステナビリティの取り組み

SDGs推進プロジェクト『あゆみ』 ～地域のために 未来のために～

社会的課題の解決



持続的成長

地域の抱える社会的課題の解決を通じ、
地域とともに成長するビジネスモデルの構築

- ◆地域金融機関として事業性評価に基づく
共通価値の創造
- ◆地方創生等の取り組みの推進

マテリアリティ		テーマ	主な取組み
① 地域経済の 持続的な発展に 向けて	8 8. 持続可能な開発のための経済成長、9 9. 産業、科学、技術イノベーションの発展、17 17. パートナーシップの発展	1-1 サステナブルな 地域経済を 目指して 1-2 地域イノベーション の創造	経済 ●サステナブルファイナンスの 推進 ●ベンチャー企業の育成支援、 創業支援の取組み強化
② 持続可能な 地球環境の 実現に向けて	7 7. 持続可能なエネルギー、13 13. 気候変動への対応、14 14. 海洋資源の持続可能な開発、15 15. 陸域生態系の持続可能な開発	2-1 地球環境に 配慮した行動	環境 ●CO ₂ 排出量削減
③ 地域に喜ばす 人々の豊かな社会 の実現に向けて	4 4. 質の高い教育をみんなに、5 5. 働きがい、経済成長、6 6. 安全な水とトイレを世界中に、11 11. 持続可能な都市とコミュニティ、12 12. 持続可能な消費と生産	3-1 地域創生の更なる 推進 3-2 CSRの取組み 3-3 取引先の職場 環境の向上	社会 ●観光関連事業、地域ブランディング 事業への協力 ●エコノミクス甲子園茨城大会の開催、 SDGs診断・宣言サービスの推進 ●福利厚生パッケージ「ハッピーエール サポート」の推進
④ 責任ある 事業の推進に 向けて	10 10. 人や国の不平等をなくそう、16 16. 平和と公正	4-1 TCFD提言等の コンソーシアム への参画 4-2 持続的成長に向けた ガバナンス体制	ガバナンス ●TCFD提言賛同後の開示項目 の進捗管理 ●SDGs推進委員会による各種 取組みの進捗確認、経営への 報告体制の確立

●「第5次中期経営計画」では、SDGsに関連する社会的課題の解決を目指した目標として、

1. サステナブルファイナンス実行額 2. SDGs宣言先数 3. CO2排出量削減

を掲げ積極的に取り組んだ結果、すべての項目で大きな成果をあげることができました。

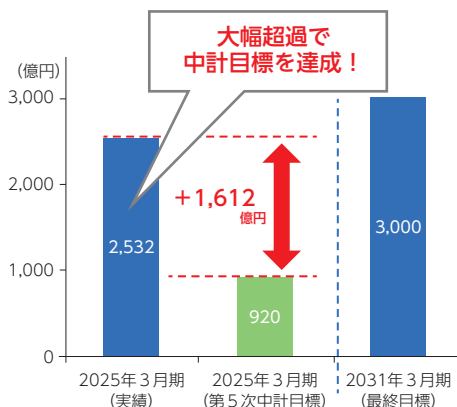
1. サステナブルファイナンス実行額

2022年4月～2025年3月（3年間）

目標 **920**億円以上



実績 **2,532**億円



- 2022年3月にTCFD提言に基づくサステナブルファイナンス実行目標を公表し、2031年3月までの9年間で3,000億円の実行を目指しています。
- 第5次中計の3年間では920億円以上の実行目標を掲げましたが、2,532億円の実績となり、中計目標を大幅に超過して達成しました。

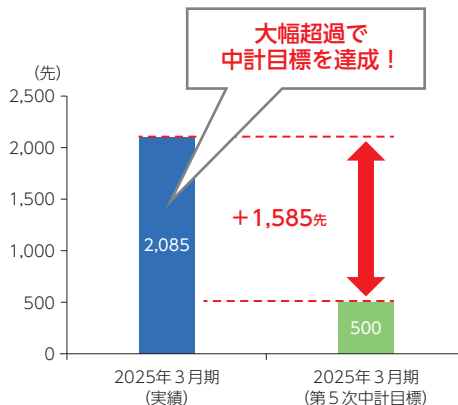
● (ご参考) 第5次中期経営計画におけるサステナビリティの取り組み

2.SDGs宣言先数

2022年4月～2025年3月 (3年間)

目標 **500**先以上

実績 **2,085**先



- SDGsに関心のあるお客さまの企業価値の向上をサポートすることで地域社会の持続的成長に貢献します。
- 第5次中計の目標を大きく上回る実績をあげました。



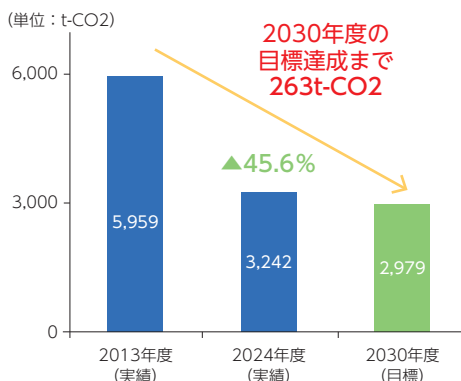
〈SDGs宣言書〉

3.CO2排出量削減

2013年度比較の削減率

目標 ▲**50%**
2030年度目標削減率

実績 ▲**45.6%**



- 当行では、自行における「温室効果ガス削減」への取り組みを強化しており、2030年度のCO2排出量削減目標を2013年度比50%と定めています。
- 2024年度の削減率の実績 ▲45.6%となり、2030年度の削減目標の▲50%が射程圏内に入っています。

株主総会会場のご案内

会場

当行つくば本部ビル 茨城県つくば市竹園一丁目7番

電話▶029 (859) 8111 (大代表)



■ つくばエクスプレス (TX)

「つくば駅」下車 **出口A5番** から徒歩7分

■ JR常磐線

「土浦駅」「荒川沖駅」「ひたち野うしく駅」 つくばセンター行バス下車7分

JR土浦駅からの送迎バスはございません

ご来場にあたり車椅子のサポート、座席への誘導等をお手伝いさせていただきますので、スタッフまでご連絡なくお声がけください。